

## 原子力発電所の新規制基準施行に当たっての申し入れ（案）

原子力発電所の新しい規制基準については、去る5月23日、原子力規制庁から説明を受け、厳格な審査や事業者に対する適切な指導、原子力防災体制等について、関西広域連合として、政府及び原子力規制委員会に申し入れを行った。

その後、原子力規制委員会において新規制基準が決定され、7月8日に施行されることとなった。

一方、大飯発電所についても、新規制基準案に基づく確認作業が行われ、間もなく運転継続について支障ない旨の報告が行われるとの報道がなされている。

今後、新規制基準に基づき、原子力発電所の審査が行われ、政府において再稼働が進められることが見込まれる一方で、廃炉せざるを得ない発電所も生じることが予測される。

これらの状況を踏まえ、5月23日の申し入れに加えて、下記の事項について要請するので、政府及び原子力規制委員会においては、責任ある対応をされたい。

## 記

- 1 大飯原発について実施してきた新規制基準案に基づく確認作業の結果について、速やかに当広域連合を含め関係地方公共団体に説明するとともに、直下の断層の評価についても、これを速やかに行うこと。
- 2 新規制基準に基づき、原子力発電所の再稼働についての審査がなされ、再稼働の判断を行う場合には、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得ること。
- 3 新規制基準によって新たに求められる原子力発電所の機能のうち、整備が猶予されるものについても、その迅速な整備が求められることから、事業者に対し、周辺部を含め関係地方公共団体に具体的な整備スケジュール等について説明を行い、理解を得るとともに、可及的速やかに対策を完了するよう指導すること。また、国として必要な支援をすること。
- 4 新規制基準施行により再稼働が困難になる発電所に対しては、事業者の経営問題や立地地域の経済への影響などの社会的な課題に対応していくため、廃炉を円滑に進める法的な仕組みづくりを早急に行うこと。

なお、活断層等の基準の強化により、廃炉せざるを得なくなった発電所については、これまで国の設置許可のもとに適切に発電事業を行ってきたことに鑑み、国が廃炉に関して支援を行うとともに、地元経済への影響についても配慮すること。

平成25年6月29日

## 関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	矢 田 立 郎	(神戸市長)



# 実用発電用原子炉に係る新規制基準の概要

関西広域連合広域防災局

## 1 新規制基準の制定趣旨

平成 24 年 6 月成立の原子力規制委員会設置法において、原子炉等規制法が改正され、東電福島第一原発事故の教訓を踏まえ、重大事故（シビアアクシデント）も考慮した安全規制への転換、最新の知見を既存施設にも反映（バックフィット）する規制への転換、原子力安全規制の一元化の観点から、発電用原子力施設に対する安全規制の制度見直しを行うこととされた。

原子力規制委員会設置（H24.9.19）後 10 ヶ月以内とされていた同法の施行に当たり、新安全規制制度を施行するために必要な委員会規則や運用指針等を制定するもの。

## 2 新規制基準の概要

### (1) 基本的な考え方

#### ①「深層防護」の徹底

目的達成に有効な複数の（多層の）対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考  
えるとき、他の層での対策に期待しない「深層防護」を徹底。

#### ②安全確保の基礎となる信頼性の向上

火災防護対策の強化・徹底、内部溢水対策の導入、特に重要な機器の強化（長時間  
使用する機器の共用排除と多重化）等を実施。

#### ③「共通原因故障」対策の大幅な強化

地震・津波の評価の厳格化、津波浸水対策の導入、重要機器の多様性・独立性の確  
保等により、一つの原因で複数の機器が同時に故障する「共通原因故障」対策を強化。

### (2) 概要

1 耐震・耐津波性能の強化	
津波に対する基準を厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の知見を踏まえ想定される最大規模の津波を「<u>基準津波</u>」として策定し、基準津波への対応として防潮堤等の津波防護施設等の設置を要求</li> <li>【対策例】津波防護の多重化(敷地内への浸水を防止する津波防護壁と建屋内への浸水を防止する防潮扉の設置)</li> </ul>
高い耐震性を要求する対象を拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波防護施設等は、原子炉压力容器等の重要施設と同様に、耐震設計上最も高いクラスに</li> </ul>
活断層の認定基準を厳格化	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震設計上考慮する活断層は、後期更新世以降(約 12～13 万年前以降)の活動が否定できないものとし、必要な場合は中期更新世以降(約 40 万年前以降)まで遡って活動性を評価</li> </ul>
地震による揺れに加え、地盤の「ずれや変形」に対する基準を明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な安全機能を有する施設は、活動性のある断層等の露頭が無い地盤に設置</li> </ul>

<b>2 重大事故(シビアアクシデント)対策の新設</b>	
炉心損傷防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計上の想定を超える事態の発生を前提とした炉心損傷に至らせな いたための対策を要求</li> <li>【対策例】原子炉減圧機能喪失時の対策(主蒸気逃がし弁の手動操作 ハンドルの設置による蒸気発生器の減圧機能の確保)</li> <li>・<u>全交流電源喪失</u>に備えた代替電源設備等(電源車の高台設置、発電 設備等)の配備</li> </ul>
格納容器破損防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炉心損傷の発生を前提とし、格納容器の破損を防止するための対策 を要求</li> <li>【対策例】格納容器の除熱・減圧のためのフィルタ付ベント設備の設置</li> <li>・格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却のための注水設備(ポンプ 車、耐圧ホース等)の配備</li> </ul>
指揮通信、計測系の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所</u>の整備及び耐性強化、通信及び計測系の信頼性・耐 久性の向上</li> </ul>
意図的な航空機衝突への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的な航空機衝突などのテロリズムにより炉心損傷が発生した場合 に使用できる施設の整備を要求</li> <li>【対策例】原子炉の冷却設備や電源、緊急時制御室などを備えた特定 安全施設の設置《施行後5年間の適用猶予》</li> </ul>
敷地外への放射性物質の拡散 抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器が破損に至った場合などを想定し、屋外放水設備の設置な どを要求(原子炉建屋への放水により放射性物質の拡散を抑制)</li> </ul>
<b>3 従来の設計基準の見直し・強化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・考慮すべき自然事象として、竜巻、森林火災等を追加</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防護対策の強化・徹底(難燃性電気ケーブルの使用等)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上特に重要な機器の信頼性強化(長時間使用する配管等の多重化)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源の強化(複数の回線で異なる変電所等に接続)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱を逃がす系統の物理的防護(海水ポンプの防護等)</li> </ul>	